

## 令和5年2月 下田市教育委員会定例会 会議録

令和5年2月24日（金）13時30分、下田市教育委員会定例会を道の駅開国下田みなと4階会議室3に招集した。

出席委員は次のとおりである。

|       |     |
|-------|-----|
| 山田 貞己 | 教育長 |
| 田中とし子 | 委員  |
| 西堀 政幸 | 委員  |
| 宮内 慎也 | 委員  |
| 西川 紀栄 | 委員  |

委員以外に出席した者は次のとおりである。

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 糸賀 浩  | 学校教育課長             |
| 平川 博巳 | 生涯学習課長             |
| 土屋 大祐 | 学校教育課 参事           |
| 増田 義和 | 学校教育課 課長補佐兼子ども育成係長 |
| 朝比奈 誠 | 生涯学習課 課長補佐兼図書係長    |
| 原 隆史  | 学校教育課 学校教育係長       |
| 中堀 啓司 | 生涯学習課 社会教育係長       |

本会議録調製者は次のとおりである。

|      |              |
|------|--------------|
| 原 隆史 | 学校教育課 学校教育係長 |
|------|--------------|

### 1 開会

13時30分 教育長開会を宣す。

### 2 会議録署名人選出

会議録署名人に 西川 紀栄 委員を選出。

### 3 1月定例会会議録承認

事務局より資料に基づき説明、一部訂正し、承認。

### 4 教育長報告事項

2月事業報告及び3月事業計画について、学校教育課参事、生涯学習課長から資料に基づき説明。

まず、今週 20 日から 22 日まで、これまで総額 1 億円のご寄附をいただいている野口観光グループの野口秀夫会長が昨年 12 月にお亡くなりになられ、北海道室蘭市で行われたお別れの会に出席しました。このご寄附は初代の野口秀次社長が子供の頃、父親が病気になった際、当時担任の先生が貴重だった蜂蜜を持っていき、お見舞いをしたことからの恩を下田市に還元したいということから始まったもの。教育委員会では奨学振興事業として、教育資金利子補給事業や就学奨励交付金等の財源として活用させていただいています。今後も野口さんの遺志を引き継ぎ、下田市の子供のために有効に活用していきたいと思います。

新聞記事を参考に何点か報告します。

1 月 28 日付け新聞、「用地、金額など問題で計画中止、小中一貫校とこども園建設」という見出し記事ですが、西伊豆町の星野町長の記者会見での発言で、保護者以外の地元住民の理解が得られなかったことが理由で、一区切りして、違うアプローチをした方が賢明という判断のようです。2014 年からの議論が始まり、22 年秋に地元住民らで構成された第三者委員会で町の先川地区への建設が妥当という答申も出ていましたが、8 年間議論された計画が白紙になったとのこと。

1 月 28 日付け新聞、「下田中生のアイデア商品に」ということで、もう販売期間は終了しましたが、美術の授業で 2 年生がデザインした樹脂粘土での作品が、練り切りの商品として商品化されたというものです。月末 5 日間の限定販売で大好評だったようです。昨年、たまたま静東教育事務所の訪問時に公開された授業での成果で、教育事務所でも話題になっていました。

2 月 4 日付け新聞、「元気いっぱい最後の鬼退治」ということで、今春統合のため下田幼稚園が閉園することから、保護者も参加しての節分行事となりました。

2 月 4 日付け新聞、「新中学校名は「伊豆」ということで、伊豆市の中学校統合に関する記事になります。写真を見ると、5 種類（あゆみ、伊豆、狩野川、清流、ひなた）の校名に絞られていた中からの選考のようです。

2 月 4 日付け新聞、「県中学総体（中体連）クラブ参加の基準公表」ということで、部活動の地域移行に伴い、当然公式試合への参加資格や基準を定める必要性が生じてきます。これまでクラブチームで頑張っていた生徒は、中体連には参加できないパターンがありましたが、その場合でも参加できる門戸が開かれたとのこと。まだまだ課題は多いため、毎年見直されるようです。

2 月 5 日付け新聞、「教員の超勤改善を」、給特法の弊害解説ということで、前回の定例会で、宮内委員から教員の残業手当について話題をあげていただいたので、関連する記事として紹介しました。参考までにお読み取りください。

2 月 6 日付け新聞、「文化の首都、静岡」ということで、日中韓 3 か国の選定都市（東アジア文化都市 2014 始）。静岡県は来年度国内都市となり、4 月以降事業は本格化する予定だが、準備期間の短さや予算の事業費が定まっていないこと、県民への周知が遅れていることなどが課題だが、急いだ対応になると思います。

2 月 7 日付け新聞、「「元気になって」と菓子 浜崎小児童に贈る」ということで、市内でマリンスポーツ振興に取り組むシーイズと伊豆水上バイク安全協会からのもの。昨年から続く寄贈で地域の節分行事が減る状況を見て、子供たちを元気づけてや

りたいという狙いとのことです。

2月7日付け新聞、「自然保護訴え朝日小3年ポスター作製」ということで、吉佐美の養蜂所と下田海中水族館に展示されています。総合的な学習の時間で持続可能な開発目標について学んでおり、その一環として掲示しているものです。

2月8日付け新聞、「歴史残る市内力走」ということで、第43回「北方領土の日」記念史跡めぐりマラソン大会の4部門に下田中学校1年生179人が参加しました。選手宣誓をした笹本真咲さんが立派で、中学生は16本の鮭を持ち帰りました。

2月8日付け新聞、「悪質いじめ警察と連携を」ということで、重大ないじめや犯罪行為に相当するようないじめに警察が関わるることについてさらに連携強化を進めるものです。

2月9日付け新聞、「卒業式「マスクなし」容認」ということで、この春実施の小中高校などの卒業式について、マスクを外しての実施を可能にするもの。外すことを強制せず、17日までに各教委に通知され、各校へも通知しました。この件については、後ほど時間を設け、説明します。

2月10日付け新聞、「アシベ商事下田中吹奏楽部にマウスピース寄贈」ということで、クラリネットとサックス用のマウスピース4個が贈られたものです。これまで毎年1校ずつ約10万円相当の物品の寄贈が継続されているもの。マウスピースだけでも非常に高額であると感じました。

2月14日付け新聞、「思い出の品持ち帰る 旧稲梓中無償譲渡会」ということで、12日（日）の午前9時から午後3時まで譲渡会を行いました。車で150台超え、300人から350人程度の方が来場しました。19日（日）には旧下田東中学校でも実施し、悪天候の中でしたが、車は200台を超え、400人程度の方が来場しました。

2月16日付け新聞、「部活動地域移行へ方針」ということで、国が「改革推進期間」として位置づけた23年度から25年度に市町教委など学校設置者が取り組むことについての県の方針が示されました。「スポーツや文化に親しませ、学習意欲の向上や責任感の慣用など学校が目指す資質・能力の育成に資する」として、教育的意義を強調しており、学校の働き方改革と生徒の活動機会の確保の両立も掲げています。

なお、資料にはないが、新聞において、「強制わいせつ容疑教諭を逮捕・SNSでセクハラ教諭を停職4ヶ月」ということで、袋井市の28歳教諭、10代の女性にわいせつな行為。また、中部の県立高30代教諭が勤務校の女子生徒にラインで複数回にわたり性的な内容を含む不適切なメッセージを送ったというものが掲載されていました。

また、「不適切指導が根強く日本スポーツ協会の調査」ということでスポーツ界での暴力、パワハラ問題についても掲載されていました。体罰などの暴力は減っているが、暴言が増加。パワハラを含めて過半数を占め、過去最も多かった殴る蹴るなどの暴力は14%で、15年度の35%と比べ激減したとのことです。

これら2つの件について、本日、県の臨時校長会が開催されています。

最後に委員の方もご承知だと思われませんが「コロナ5類へ移行」ということで、5月8日に感染対策の転換が行われると掲載されていました。

以上、教育長報告事項について、質疑、意見等あればお願いします。

田中委員            いじめの記事の関係、警察との連携強化の件で、学校を通してでなく、直接相談することも可能になるのでしょうか。保護者に対し、十分この連携する内容について、理解をしていただくことが大切ではないかと思います。

教育長            重大ないじめや犯罪行為に相当するような場合、身の危険を感じるような場合は、直接警察へ連絡する体制を整えるということ。この中で問題となるのが、その基準がどうなのかというところにあると思います。また、仮に警察に連絡が入り、取り調べなどが行われるとこちらの調査ができなくなる恐れもあります。

文科省から示された 19 事例については、学校を通じ、PTA 役員会や総会などで丁寧に保護者に対し、説明を行いたいと考えています。

その他、質疑、意見等あればお願いします。

全委員            特になし。

教育長            それでは、教育長報告事項は承認することとします。

## 5 議事

(1) 報第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

専第 1 号 教育委員会事務局職員の人事について

教育長            報第 1 号 専決処分の承認を求めることについて、専第 1 号 教育委員会事務局職員の人事についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

学校教育課長      報第 1 号 専決処分の承認を求めることについて、下田市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により、専第 1 号 教育委員会事務局職員の人事についてを別紙のとおり、専決したので承認を求めるものでございます。

専決した人事の内容でございますが、職氏名は、学校教育課課長補佐の土屋仁で、異動内容ですが、退職。理由は自己都合によるもので、令和 5 年 2 月 20 日が発令日となります。

以上、大変雑駁ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長            事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。

全委員            特になし。

教育長            報第 1 号 専決処分の承認を求めることについて、専第 1 号 教育委員会事務局職員の人事については、原案のとおり承認するものとします。

- (2) 議第 2 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について  
(下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について)
- (3) 議第 3 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について  
(下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について)
- (4) 議第 4 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について  
(下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について)

教育長 議第 2 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）、議第 3 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）、議第 4 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）は関連する事項のため、一括の議事とします。  
事務局の説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、議第 2 号から議第 4 号までを一括で説明させていただきます。  
議第 2 号 9 ページから議第 4 号 17 ページまでの「市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について」でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、各条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、教育委員会の意見を求めるものでございます。

提案理由でございますが、国の定める各施設・事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

資料 7 ページをお願いします。

まず、今回の条例改正の背景・趣旨についてでございます。

児童福祉施設における送迎バスでの重大事故の多発等を受け、再発防止に向け、児童の安全確保に係る規定を追加する「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和 4 年 6 月に公布されました。

また、児童虐待の防止を図る観点から、民法及び児童福祉法における懲戒権にかかわる規定を削除する「民法等の一部を改正する法律」が令和 4 年 12 月に公布されました。

これらの関係法令の改正に基づき、国が定める特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の運営に関する基準、放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

各条例の改正の概要でございます。

(1) 「下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてです。

改正点は1点で、児童虐待の防止を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘のある、懲戒権に関する規定が民法等から削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除するものです。

次に、(2)「下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてです。

改正点1点目は児童の安全確保の推進に関する改正で、安全計画策定等を義務付ける規定を新設するものです。ただし、既に一定の安全に関する取り組みが義務付けられている保育所や家庭的保育事業とは異なることに配慮し、令和5年度末までは努力義務とする経過措置を設けます。

改正点2点目は、自動車運行時の所在確認に関する改正で、利用者の移動に際し、自動車を運行するときの所在確認の実施を義務付ける規定を新設するものです。

改正点3点目は、業務継続計画の策定等に関する改正で、感染症や非常災害の発生時における業務継続・再開を図るための計画の策定等の努力義務規定を新設するものです。

改正点4点目は、感染症等の予防、まん延防止措置を明確化する改正で、事業者が講ずるべき措置の内容を具体的に規定するものです。

次に、(3)下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。

改正点1点目は、放課後児童健全育成事業と同様に、安全計画策定等を義務付ける規定を新設するものです。

改正点2点目は、自動車運行時の所在確認等に関する改正で、利用者の移動に際し、自動車を運行するときの所在確認の実施とともに、送迎車両への見落としを防止する装置の設置を義務付ける規定を新設するものです。

改正点3点目は、懲戒権に関する改正で、特定教育・保育施設の基準同様、懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除するものです。

改正点4点目は、インクルーシブ保育推進に関する改正で、家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設等を併設する場合における人員・設備基準を緩和するものです。

改正点5点目は、感染症等の予防、まん延防止措置を明確化する改正で、事業者が講ずるべき措置の内容を具体的に規定するものです。

条例の具体的な改正内容でございますが、11ページをお願いします。

下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正です。左側が改正前、右側が改正後、アンダーラインの箇所が今回改正する部分でございます。

民法等の改正に伴い、国の示す基準から懲戒に関する権限の濫用禁止の規定が削除されました。この基準は、市が条例を定めるに当たって従うべき基準であったことから、同様に削除とする改正を行うものです。

10ページにお戻りいただき、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に15ページをお願いします。

下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正です。左側が改正前、右側が改正後、アンダーラインの箇所が今回改正する部分でございます。

第6条の2を追加する改正は、安全計画の策定等の義務化に係る改正です。設備の安全点検や安全に関する指導、研修及び訓練等の安全に関する事項についての計画「安全計画」の策定のほか、計画内容の職員間の共有や体制確保、定期的な訓練や研修、保護者への説明の実施などを規定するものです。

第6条の3を追加する改正は、児童の移動等のために自動車を運行するときは、点呼等による所在確認を行うことを義務付ける規定を新設するものです。

第12条の2を追加する改正は、業務継続計画の策定等の努力義務化に係る改正で、感染症や非常災害の発生時における、支援の継続的や早期の再開を図るための計画の策定等についての規定を新設するものです。

第13条は、衛生管理について規定しているもので、感染症等の予防・まん延防止について努力義務は課されているものの具体的な内容は規定されていないため、求めるべき具体的内容として、研修・訓練の実施を規定するものです。

14ページお戻りいただき、附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条の2 安全計画の策定等については、施行の日から令和6年3月31日までの間、努力義務とする経過措置を設けるものでございます。

次に20ページをお願いします。

下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正です。左側が改正前、右側が改正後、アンダーラインの箇所が今回改正する部分でございます。

第7条の2を追加する改正は、放課後児童健全育成事業同様、安全計画の策定等の義務化に係る改正です。

第7条の3を追加する改正は、児童の移動に際し、自動車を運行するときの所在確認の実施とともに、送迎車両への見落としを防止する装置の設置を義務付ける規定を新設するものです。

第10条は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について規定しているもので、保育所等における保育と児童発達支援における支援の一体的な実施を可能とするため、併設する他の施設の設備や職員を共用できるものとするものです。

第13条の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業と同様に、懲戒に関する権限の濫用禁止の規定を削除する改正を行うものです。

第14条は、衛生管理について規定しているもので、放課後児童健全育成事業同様に、感染症等の予防・まん延防止について、求めるべき具体的内容を規定するものです。

19ページお戻りいただき、附則でございます。第1項は施行日を規定するもので、この条例は令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の懲戒に関する権限の濫用禁止の改正規定は、公布の日から施行するものでございます。第2項は、改正後の第7条の3第2項の送迎車両への見落としを防止する装置の設置に関する規定

の適用について、経過措置として、令和6年3月31日までの間、安全装置の使用に代わる代替的な措置を講じることとして差し支えないこととする規定を設けるものです。

以上、大変雑駁ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長 事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 議第2号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）、議第3号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）、議第4号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認するものとします。

（5）議第5号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について

（令和4年度下田市一般会計補正予算（第11号）教育委員会）

教育長 議第5号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（令和4年度下田市一般会計補正予算（第11号）教育委員会）を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

学校教育課長 22ページをお願いします。

議第5号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和4年度下田市一般会計補正予算（第11号）教育委員会を別紙のとおり定めることについて、教育委員会の意見を求めるものでございます。

提案理由でございますが、令和4年度下田市一般会計補正予算第11号のうち、教育委員会所管分に関する意見を求めるものでございます。

それでは、補正予算の内容について説明させていただきます。

お手数ですが、別冊ピンク色の資料1・2ページをお願いします。歳入予算でございます。

15款1項1目 民生費国庫負担金 4節 児童福祉費負担金 92万5千円の増額は、民間保育所・地域型保育所の運営費に対する国庫負担金子どものための教育・保育給付費負担金の増額で、基準額となる公定価格の改定によるものです。

3・4ページをお願いします。

15款2項6目 教育費国庫補助金 1節 小学校費補助金 11万1千円の減額、および同2節 中学校費補助金 8万5千円の減額は、特別支援教育就学奨励費に対する国庫補助金で、対象事業費の減額に伴うものです。

16 款 1 項 1 目 民生費県負担金 3 節 児童福祉費負担金 子どものための教育・保育給付費負担金 54 万 7 千円の増額は、民間保育所・地域型保育所の運営費に対する県負担金の増額で、国庫負担金と同様、基準額（公定価格）の改定によるものです。

生涯学習課長

16 款 2 項 7 目 3 節 教育費補助金 8 万 4 千円の減額は、静岡県文化財保存費補助金を活用し、県指定史跡である吉田松陰寓寄処の修繕、耐震診断業務、耐震補強計画策定業務の契約額確定に伴い、補助金（補助率 1/2 以内）の変更交付決定に基づき、減額するものです。

学校教育課長

5・6 ページをお願いします。

19 款 2 項 1 目 基金繰入金 13 節 奨学振興基金繰入金 8 万 2 千円の減額は、教育資金利子補給事業補助金の確定に伴う減額です。

次に歳出でございます。9・10 ページをお願いいたします。

3 款 3 項 4 目 民間保育所費 19 節 扶助費 241 万 2 千円の増額は、保育所運営費の基準額となる公定価格の改定によるものです。

11・12 ページをお願いします。

9 款 1 項 2 目 事務局費 13 節 使用料及び賃借料 15 万 4 千円の減額は、授業支援ソフト使用料の確定に伴う不用額の減額。

3 目 奨学振興費 18 節 負担金補助及び交付金 8 万 2 千円の減額は、教育資金利子補給事業補助金の支給対象者確定に伴う不用額の減額です。

2 項 1 目 小学校管理費 13 節 委託料 104 万 7 千の減額、14 節 工事請負費 18 万 8 千円の減額は、説明欄記載の各業務の事業費確定による不用額の減額です。なお、トイレ改修工事では、下田小 4 基、稲生沢小 2 基の洋式化を実施しております。

2 目 教育振興費 18 節 負担金補助及び交付金 87 万円の減額は、7 小学校とも延期や中止することなく修学旅行を実施できたことによる修学旅行キャンセル料補助金の減額及び児童通学費補助金の確定に伴う減額です。

19 節 扶助費 22 万 4 千円の減額は、特別支援教育就学奨励費の補助額確定に伴う減額です。

3 項 1 目 中学校管理費 12 節 委託料 55 万 3 千円の減額は、説明欄記載の各業務の事業費確定による不用額の減額です。

同 2 目 教育振興費 19 節 扶助費 17 万 1 千円の減額は、特別支援教育就学奨励費の補助額確定に伴う不用額の減額です。

生涯学習課長

13・14 ページをお願いします。

9 款 5 項 4 目 芸術文化振興費 6500 芸術文化振興事業 16 万 9 千円の減額は、歳入で説明させて頂きました吉田松陰寓寄処の補助事業となるものです。まず、10 節 需用費 14 万 8 千円の減額は、電灯設備修繕料の契約額確定により、減額するもの。次に、12 節 委託料 2 万 1 千円の減額は、吉田松陰寓寄処の耐

震診断業務及び耐震補強計画策定業務の委託料確定により減額するものです。

9款5項5目 公民館費 6550 公民館管理運営事業は、4万7千円の減額となるものです。12節 委託料 浄化槽保守点検業務契約額確定によるものです。

9款6項1目 保健体育費 6701 社会体育活動推進事業 50万円の減額は、18節 負担金補助及び交付金 下田市スポーツ合宿・大会誘致推進協議会補助金の減額となるものです。今年度、協議会を設立し、周知用のホームページを開設する予定でしたが、協議会の設立準備会において、合宿等の受入れ体制を整えるべきとのご意見を頂き、合宿・大会等を実施するための宿泊施設・スポーツ施設・地元団体等のリスト作成に取り組んでおります。また、振興公社等との協力体制・協議会の組織体制についても、現在協議中となります。

9款6項2目 吉佐美運動公園費 6750 吉佐美運動公園管理運営事業 5万4千円の減額は、12節 委託料 浄化槽保守点検業務(債務)の、契約額確定に伴う減額となるものです。

以上、大変雑駁ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長 事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。

田中委員 要望ということで、予算の説明については、新任委員にもわかりやすいような配慮をお願いします。

宮内委員 光熱水費についてはどのような状況ですか。

学校教育課長 各施設の光熱水費については、9月補正及び12月補正にて対応をさせていただきました。

教育長 その他、質疑、意見等あればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 議第5号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（令和4年度下田市一般会計補正予算（第11号）教育委員会）は、原案のとおり承認するものとします。

（6）議第6号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について  
（令和5年度下田市一般会計予算 教育委員会）

教育長 議第6号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（令和5年度下田市一般会計予算 教育委員会）を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

学校教育課長 23ページをお願いします。

議第6号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和5年度下田市一般会計予算教育委員会を別紙のとおり定めることについて、教育委員会の意見を求めるものでございます。

提案理由でございますが、令和5年度下田市一般会計予算のうち、教育委員会所管分に関する意見を求めるものでございます。

別冊の水色の表紙の資料、3・4ページをお願いします。

令和5年度下田市一般会計予算のうち教育委員会所管分について「主要事務事業の概要調書」により説明させていただきます。

3款3項3目 保育所費は、1億2,254万5千円で、下田保育所の管理運営経費で、園医報酬および職員12人、会計年度任用職員12人の人件費が主なものです。記載の新規事業につきましては、保育業務支援システムの導入に関する経費で、システム利用料の他、その運用に必要な通信環境やタブレット端末等の整備を行うものです。これまで紙媒体を中心に行ってきた、園児の登降園、健康や成長・発達に関する記録、指導計画や日誌の電子化の他、スマートフォン等で欠席、遅刻の連絡を行えるようにするなど保護者の利便性向上、保育士の業務効率化、保育の質の向上を目指すものです。

4目 民間保育所費は、1億7,232万7千円で、民間保育施設への補助や運営費等に関する経費です。3歳以上児等の給食費に対し補助する民間保育所給食費補助金、乳幼児（1歳・2歳児）保育と障害児保育に対し補助する多様な保育推進事業補助金のほか、民間保育園・子ども園や地域型保育所等に対する運営費が主なものです。

新規事業として記載の安全対策事業補助金40万円は、民間保育所の送迎バスへの安全装置設置に要する経費に対し補助するもので、民間保育所送迎バス2台分を予定しています。

3款3項5目 認定こども園費は、1億9,864万2千円で、下田認定こども園の管理運営経費となります。園医報酬および職員17人、会計年度任用職員21人の人件費のほか、白浜・浜崎方面、稲梓・朝日方面の2コースを運行する通園バス運転業務委託が主なものです。記載の新規事業につきましては、下田保育所と同様、保育業務支援システムの導入経費で、システム利用料の他、その運用に必要な通信環境やタブレット端末等の整備を行うものです。管理用備品 通園バス安全装置40万円は、こども園の通園バス2台に幼児の所在の見落としを防止するための安全装置を設置するものです。

6目 放課後児童対策費は、3,635万8千円で、市内6か所の放課後児童クラブの会計年度任用職員の支援員23人の人件費が主なものです。

8目 子育て支援施設管理運営費457万6千円は、地域子育て支援センターの管理運営費で、会計年度任用職員の保育士1人分の人件費が主なものです。

9目 子育て支援費、1748 ファミリーサポートセンター事業は328万1千円で、会計年度任用職員の保育士1人分の人件費、まかせて会員養成講座業務委託が主なものです。

1749 子ども子育て支援事業は1,370万1千円（前年1,147万7千円）で、保育施設等における感染症対策に必要な保健衛生用品等購入のための消耗品費188万円、下田メディカルセンターで実施している、病児保育事業に対する補助金820万8千円が主なものです。（債務）子ども・子育て支援事業計画策定業務委託280万は、こども子育て支援法に基づく、第3期こども子育て支援事業計画を令和5・6年の2か年で策定するものです。

続きまして教育費です。5ページ・6ページをお願いします。

9款1項1目 教育委員会費は143万円で、教育委員会委員4名に対する報酬が主なものです。

2目 事務局費は1億3,423万7千円で、教育長及び事務局職員12名、事務補助の会計年度任用職員2名の人件費のほか、小学校6名、中学校3名の外国語指導助手の謝礼650万円、小中学校児童生徒対外派遣費補助金325万円が主なものです。また、新規と記載している下田市学校運営協議会委員報酬12万円は、令和5年度から下田中学校に設置を予定している学校運営協議会の委員報酬です。管理用備品（グローバルCITYプロジェクト関係）18万3千円は、Webを使った学校と外部との交流をより円滑に実施するため、マイクスピーカーシステム等を購入するものです。

3目 奨学振興費1,069万円は、主に奨学振興基金を活用した事業で、ニューポート市中学生派遣補助金240万円、体験プログラム事業補助金400万円、玉川大学との連携による英語力向上プロジェクト補助金150万円が主なものです。

4目 学校教育指導費、6030 児童・生徒適応指導事業443万5千円は、不登校児童生徒を支援するため設置しているあじさい教室の会計年度任用職員の相談員3名の報酬が主なものです。

6031 特別支援教育体制推進事業は、4,130万5千円で、特別な支援を要する児童・生徒を支援するための会計年度任用職員の支援員24人分の報酬が主なものです。

5目 教育振興基金費542万5千円、6目 奨学振興基金費149万8千円は、ともに、ふるさと納税分から返礼品経費を差し引いた額を積み立てるものです。

7目 学校施設整備基金費は、積立金利子を1千円見込んでいます。

7ページ・8ページをお願いします。

9款2項1目 小学校管理費は9,189万5千円で、小学校7校の管理運営経費です。校医報酬及び正職員の用務員1人分、会計年度任用職員の用務員6人分と、稲梓小・大賀茂小の複式化解消のための講師の人件費のほか、施設管理に関する経費が主なものです。施設修繕につきましては、当初予算を前年度440万から1,003万円に拡充し、学校要望に基づき、照明器具修繕や雨漏り修繕、遊具修繕等を予定しています。小学校トイレ改修工事は、市町村振興協会公共施設ユニバーサルデザイン化事業助成金を活用し、校内トイレ6基の洋式化を予定するものです。

2目 教育振興費 6090 小学校教育振興事業は、3,196万9千円です。会計年度任用職員の学校司書、理科支援員、各1名分の人件費のほか、パソコンネットワーク保守業務委託、パソコン教室及び教職員用パソコンのリース料、図書・教材備品購入費や1/2国補助を活用した理科振興備品購入経費300万円が主なものです。

6091 児童援護事業は429万8千円で、路線バス等を利用して通学している児童に対する通学費補助のほか、要保護、準要保護児童、及び特別支援学級に通学する児童の学用品・給食費等を援助するための費用が主なものです。

3項1目 中学校管理費は、1億6,641万9千円で、中学校の管理運営に関する経費です。校医報酬および正職員、及び会計年度任用職員の用務員、学校事務職員各1人分の人件費、スクールバス2台の運行業務委託料のほか、新規事業として記載している旧稲梓中学校校舎解体工事1億1千万円が主なものです。

同じく新規事業として記載している管理用備品（通学バス安全装置）40万円ですが、中学校のスクールバスについては、児童等の所在の見落としを防止する安全装置の設置義務化の対象外ですが、小学校児童、特に低学年も校外活動に利用することから、1台あたり8万8千円の国庫補助を活用し、2台のスクールバスに安全装置を設置するものです。

2目 教育振興費 6190 中学校教育振興事業は1,297万7千円で、会計年度任用職員の学校司書、部活動指導員1名分の人件費のほか、パソコンネットワーク保守業務委託、教職員用パソコンリース料、図書・教材備品購入費が主なものです。部活動支援業務委託は、サーフィン部の休日の海での活動に際し、ボード等の資器材の運搬及び部活動指導員の補助を行うもので、令和4年度同様に振興公社への委託を予定しています。

6191 生徒援護事業は3,395万5千円で、概ね2km以上の生徒に対する路線バス、鉄道、自転車利用に対する生徒通学費補助金3,011万3千円と要保護、準要保護児童、および特別支援学級に通学する児童の学用品・通学費・給食費を援助するための費用が主なものです。

6項1目 学校給食費は1億6,738万5千円で、学校給食センター管理運営に関する経費です。施設管理に係る光熱水費1,738万8千円、給食公会計に係る賄材料費7,434万5千円、一般事務の会計年度職員1人分の人件費のほか、学校給食調理配送等業務の委託料5,991万5千円が主なものとなっています。

なお、コロナ交付金を活用し実施している児童生徒の給食費無償化及び食材の価格高騰に対応する賄材料費への補填は3月で終了となります。

令和5年度の食材価格等の値上がりへの対応としましては、給食一食当たりの単価を小学校10円、中学校12円の引上げを行い、給食内容の質を維持します。給食食材費（賄材料費）の財源となる給食費ですが、教職員等分については、令和5年度から徴収額の値上げを実施します。ただし、児童・生徒分については令和5年度のみ市の財源である「子育て支援基金」を活用し、引上げ分（小学校10円/食、中学校12円/食）に充当することにより、徴収額はこれまでと同額とするものです。

8ページ左側の列、諸収入693万円のうち293万円が児童・生徒分の一食単価引き上げに対する子育て支援基金充当分、400万円が地域食材活用に要するふるさと応援基金充当分となります。

9款4項1目 社会教育総務費 6350 社会教育総務事務は、4,430万9千円で、主なものは、社会教育委員6名分の報酬、職員6名分の人件費、各種協議会への負担金となります。

9款4項2目 青少年教育費の内、6400 青少年海の家管理運営事業は、39万4千円で、主なものは、海の家管理業務委託料となります。

6401 青少年健全育成事業は、90万5千円で、主なものは、静岡県青少年育成会議への負担金、青少年補導センター補導員36名分の報償費となります。また、新規事業として、コミュニティスクールに伴う地域学校協働活動推進員への謝礼22万2千円となります。こちらは、国と県がそれぞれ1/3ずつの補助事業となり、学校（運営協議会）との連携調整役などの、地域と学校との協働活動を推進する活動をして頂くこととなります。後ほど、議第8号の推進員設置要綱の制定について、で説明いたします。

6402 青少年活動推進事業は、42万1千円で、二十歳の集いとして開催することに要する経費で、主なものは、記念写真撮影の委託料、動画配信業務の委託料となります。来年度も、文化会館大ホールの改修工事に伴い、使用できないため、下田中学校の体育館での開催を予定しております。

9款4項3目 成人教育費 6450 成人活動推進事業は、18万4千円で、主なものは、寿大学、水産・海洋学講座に伴う講師謝礼、家庭教育学級への委託料となります。

9款4項4目 芸術文化振興費 6500 芸術文化振興事業は、901万1千円で、主なものは、文化財保護審議会委員5名分及び吉田松陰寓寄処の管理のための任用職員3名分の報酬、及び芸術祭・文化財保護に関する経費となります。また、まどが浜文化イベント実行委員会補助金は、今年度同様、子どもたちを中心にした、スポーツ・文化活動団体等の発表・活動紹介の場として、「Sea&Rainbow We are shimoda kids」を秋に開催する予定です。新規事業として、旧登自尋常高等小学校調査業務委託105万円は、現状の実測調査、図面の作成、文書・文献などの史料調査を、専門業者、静岡県伝統建築技術協会に現状の調査業務として委託するものです（解体記録保存調査）。吉田松陰寓寄処耐震補強工事300万円は、今年度実施している耐震補強計画策定業務に基づき耐震補強工事を実施するものです。工事概要としましては、床下の基礎部分の礎石の拡張及び、耐震ダンパーの設置等を予定しております。こちらは、文化財保存費補助金として、県より1/2が補助されます。

9款4項5目 公民館費 6550 公民館管理運営事業は、720万5千円で、主なものは、公民館運営審議会委員6名分の報酬、公民館3館分の維持管理に必要な光熱水費、修繕料、稲生沢、朝日の2公民館の管理業務の委託料、公民館講座に伴う講師謝礼となります。稲生沢公民館と朝日公民館については、公民館としての廃止の方針は決定しているところですが、廃止後の市としての活用方針が決まっていないこと、現庁舎の耐震補強工事により、市役所会議室の利用が制限されることなど（コロナの関係）、公共空間を確保することとの理由で、来年度も当面の間、公民館として管理運営してまいります。

9款4項6目 図書館費 6600 図書館管理運営事業は、2,987万7千円で、主なものは、会計年度任用職員パート3名分、正職員1名分、司書のフルタイム会計年度任用職員1名分の人件費、管理運営に伴う経費として、図書館システムの保守業務委託（長期継続）105万6千円、図書館システムの使用料265万4千円、備品購入費263万8千円で、図書等の購入費となります。また、今年度、市民ワークショップを開催しながら調査している、図書館整備計画基礎調査業務の報告書を踏まえて、生涯学習施設整備基本構想策定業務委託として80万円を予定しております。今年度の業務において、図書館単体ではなく、市内各地域の公共施設も活用し、既存のハコモノ的な発想にとらわれず、市内全域での市民の読書活動が向上するような取組として、まちじゅう図書館事業を展開しながら、図書館機能を核とした生涯学習施設としてとらえ、施設整備に関する基本構想を策定します。また今年度実施しております、図書館整備計画基礎調査業務については、この後の総合教育会議において、中間報告として概要を説明させていただきます。

11・12ページをお願いします。

9款4項7目 市史編さん費 6650 市史編さん事業は、458万6千円で、主なものは、市史編纂委員6名分及び市史編さん補助員として雇用する会計年度任用職員1名分の人件費、古文書調査に要する報償費となります。

9款5項1目 保健体育費の内、6700 保健体育総務事務は、115万3千円で、主なものは、学校開放に伴う市内小・中学校体育施設の夜間照明料の光熱水費及びスポーツ関連協議会への負担金となります。

6701 社会体育活動推進事業は、2,049万4千円で、主なものは、スポーツ推進委員9名分の報酬、地域おこし協力隊員2名分の報償費、スポーツ祭の開催業務委託料、市町対抗駅伝大会下田市選手団派遣業務委託、体育協会他への補助金となります。観光交流課からの移管事業となります、東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進協議会補助金351万円は、USAサーフィンチームの受入れ経費及び牧之原市との合同ホストタウン交流事業へのコーディネート経費として計上しております。また、ホストタウン事業の一環として、新規にムーア・アロハ財団交流事業業務委託191万8千円は、青少年の健全育成にも繋がるため、子どもたちの文化交流事業として、ハワイキャンプへの参加経費となります。新規に下田市スポーツ推進計画基礎調査業務委託として100万円、こちらは、ふじのくに地域・大学コンソーシアムを活用し、地域資源を活かしたスポーツツーリズムによるまちづくりへの提案として、県内大学ゼミに調査研究を依頼するものです。スポーツ推進計画策定に向けた基礎資料として、また、スポーツ合宿・大会誘致推進協議会での検討資料として活用する予定です。

9款5項2目 吉佐美運動公園費 6750 吉佐美運動公園管理運営事業は、147万3千円で、主なものは、吉佐美運動公園管理業務委託で、公園の維持管理に要する経費となります。

9款5項3目 下田市民スポーツセンター管理運営費 6752 下田市民スポーツセンター管理運営事業は、6,393万1千円で、主なものは、指定管理者である振興公社への指定管理料となります。新規事業として、スポーツセンター照明LED化工事

3,790 万円は、公共施設の省エネ化を目的として、施設全体の照明設備を LED に改修する工事となります。施設全体では、1 時間当たりの消費電力が、7 割程度の削減が見込まれています。また、市民スポーツセンター外壁タイル改修工事 450 万円は、建築基準法、特殊建築物の定期調査（建築基準法第 12 条第 1 項:10 年に 1 度全面打診が義務）に基づき実施するものです。

9 款 7 項 1 目 下田市民文化会館費 6900 下田市民文化会館管理運営事業は、2 億 9,233 万 2 千円で、主なものは、指定管理者である振興公社への指定管理料 8,583 万 5 千円となります。新規に、市民文化会館改修工事実施設計業務委託 850 万円は、5 件の改修工事に伴う設計業務となります。

市民文化会館改修工事 1 億 9,450 万円のうち、大ホールは、舞台照明調光盤更新工事 9,600 万円、ピンスポットライト設備改修工事 1,050 万円（2 台）、搬入扉改修工事 1,000 万円、小ホールは、照明改修工事 4,700 万円、こちらは大ホールと同じく、調光盤の更新工事となります。空調設備改修工事 3,100 万円となります。財源としては、全額過疎債を充当する予定です。管理用備品購入 300 万円は、大会議室の椅子 32 脚を購入する予定です。

以上、大変雑駁ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長 事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。

田中委員 旧稲梓中学校解体工事に関連して、他 2 校の校舎はどのようになりますか。

学校教育課長 旧稲生沢中学校は市庁舎として活用予定。旧下田東中学校の活用については、現在検討中です。

西堀委員 旧稲梓中学校は解体工事をするだけですか。その後の活用計画はありますか。

学校教育課長 解体するのみで、その後の計画は未定となっています。

教育長 その他、質疑、意見等あればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 議第 6 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（令和 5 年度下田市一般会計予算 教育委員会）は、原案のとおり承認するものとします。

（7）議第 7 号 下田市学校運営協議会規則の制定について

教育長 議第 7 号 下田市学校運営協議会規則の制定についてを議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

24 ページをお願いします。

議第 7 号 下田市学校運営協議会規則の制定について、下田市学校運営協議会規則を別紙のとおり制定することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。提案理由でございますが、学校運営協議会を設置するためでございます。

25 ページから 28 ページが規則になりまして、29 ページ以降の同規則の逐条解説に基づき、説明をします。

まず、第 1 条でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする趣旨を明らかにしたものです。なお、法第 47 条の 5 につきましては、以下点線で囲った部分に記載しておりますのでご確認ください。

第 2 条、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する期間として、下田市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民及び学校の運営に資する活動を行う者の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする協議会の目的について、定めたものです。

第 3 条は、協議会の設置について定めたもので、第 1 項にて下田市立小中学校に協議会を置くことができること等について、第 2 項にて協議会を設置する時に協議会の運営及び必要な支援に関して協議する学校を明示し、当該学校に対して通知することについて、第 3 項にて協議会を設置しようとするときには、対象学校の校長や保護者等の意向を反映するよう努めることなどを定めたものです。

第 4 条は、学校運営に関する基本的な方針の承認について定めたもので、具体的には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 4 項及び第 5 項に規定する「基本的な方針」に関し、第 1 項各号に掲げる事項について基本的な方針を毎年度作成し、協議会の承認を得ること、第 2 項において、対象学校の校長は、協議会から承認を得た基本的な方針に従い学校運営を行うことについて定めたものです。

第 5 条は、学校運営等に関する意見の申出について定めたもので、具体的には、法第 47 条の 5 第 6 項及び第 7 項に規定する「学校運営等に関する意見の申し出」に関し、第 1 項にて協議会が対象学校の運営に関する事項を教育委員会又は対象学校の校長に対し、意見を述べることができることについて、第 2 項にて協議会が対象学校の職員の採用その他の任用（特定の個人に係るものを除く。）に関する事項を職員の任命権者に意見を述べるができることについて、第 3 項にて協議会が教育委員会又は静岡県教員委員会に意見を述べるときは、事前に対象学校の校長の意見を聴取することについて定めるものです。

第 6 条は、協議会が毎年度 1 回以上、対象学校の運営状況等の評価を行うことについて定めるものです。

第 7 条は、協議会が第 4 条第 2 項の基本的な方針に基づく対象学校の運営及び必要な支援に関して、対象学校の児童又は生徒の保護者、地域住民等の理解を深めるとともに、それらの方との連携、協力を推進するために協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めることについて定めるものです。

第8条は、第1項にて協議会委員の人数及び委員区分について、第2項にて協議会委員の任命について校長からの申出があった場合、教育委員会は当該校長から意見を聴取すること、第3項にて協議会委員が辞職した場合には、速やかに新たな委員を任命することについて、第4項にて協議会委員は特別職の地方公務員の身分を有することについて定めるものです。

第9条は協議会委員の守秘義務等について、第10条は任期について、第11条は報酬について定めるものです。

第12条は会長及び副会長の設置及び役割等について、第13条は協議会の会議に関して、第14条は協議会会議の公開等について定めるものです。

第15条は協議会の適正な運営を確保するために必要な措置について、第16条は委員の解任について、第17条は協議会の庶務は対象学校において処理することについて、第18条はこの規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定めるとした委任について、規定しております。

最後、附則でございますが、この規則は令和5年4月1日から施行することを定めるものです。

以上、大変雑駁ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長                    事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。

田中委員                第5条第2項の対象学校の職員の採用その他の任用について意見を述べることができるという部分について、もう少し説明をお願いします。

教育長                    規則にも定めているが、特定の個人を除くとしています。具体的な個人名の先生が欲しいなどといったことではなく、例えば、学校としてある取り組みをしているから、その取り組みに適した先生が欲しいといったような意見の申出を想定しています。  
その他、質疑、意見等あればお願いします。

全委員                    特になし。

教育長                    議第7号 下田市学校運営協議会規則の制定については、原案のとおり承認するものとします。

(8) 議第8号 下田市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について

教育長                    議第8号 下田市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定についてを議題とする。  
事務局の説明をお願いします。

生涯学習課長            議第8号 下田市地域学校協働活動推進員設置要綱を、別紙のとおり定めることについて、教育委員会の承認を求めるものです。提案理由は、地域住民と学校との連携協力体制を推進するためでございます。

コミュニティスクールの一環として、社会教育法により、地域住民等が学校と協働して行うもの（地域学校協働活動）の機会を提供する事業を実施するに当たり、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るために、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有するものを、地域学校協働活動推進員として、委嘱することができると規定されていることから、下田市として、推進員を委嘱するための設置要綱を定めるものです。

37・38 ページをお願いします。

第1条は、社会教育法第9条の7第1項の規定に基づき、教育委員会が委嘱する地域学校協働活動推進員に関し、必要な事項を定めるとした、趣旨について定めております。

第2条は、法第5条第2項に基づき、地域住民等と学校との間の情報共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言・その他の援助を行うとした、推進員の目的を定めております。

第3条は、下田市立の小・中学校に推進員置くことができるとした、設置に関する規定を定めております。

第4条は、各小・中学校3名以内を原則とするなど、推進員の定数に関することを定めております。

第5条は、推進員の推薦及び委嘱に関することを定めたもので、推薦の仕方、推薦書の様式及び教育委員会が委嘱する旨を定めております。

第6条は、委嘱の期間を、委嘱の日からその日が属する年度の末日までとし、2項各号に該当する場合は、解職することができる旨を定めております。

第7条は、推進員の職務について、地域学校協働活動の企画及び立案、学校運営協議会等との連絡調整など、5項目の各号により定めております。

第8条は、推進員の行う活動等についての情報交換や、地域の教育課題等についての研究などに関し、協議する場合は、必要に応じて会議を開催することができる旨を定めております。

第9条は、地域学校協働活動の報告書の様式を定め、推進員は、当該月分の活動状況を、教育委員会に報告することの活動報告について定めております。

第10条は、推進員は、関係法令に従い、誠実かつ公正に職務を遂行(すいこう)しなければならない旨の服務に関して定めております。

第11条は、報償等として、推進員の活動に伴う謝金の支払いに関し、必要な事項を定めております。

第12条は、推進員に関する庶務は、生涯学習課において処理することを定めております。

第13条は、その他として、この要綱の定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めることを規定しております。

附則でございます。この要綱は、告示の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長 事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 議第8号 下田市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定については、原案のとおり承認するものとします。

(9) 議第9号 静岡県費負担教職員人事の内申について

教育長 議第9号 静岡県費負担教職員人事の内申についてを議題とします。  
本件は特定の個人の情報が含まれる案件のため、非公開での審議をお願いしたいですがよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 議第9号 静岡県費負担教職員人事については、非公開で審議を行うこととします。

～非公開審議～

教育長 議第9号 静岡県費負担教職員人事の内申については、原案のとおり承認し、本内容で静岡県教育委員会へ内申します。

## 6 協議報告事項

教育長 事務局から、協議報告事項があればお願いします。

学校教育課参事 先ほど、教育長報告事項の中でも触れましたが、卒業式におけるマスクの取扱に関する基本的な考え方について、文部科学省の通知を資料として配布しました。詳細については後ほど、通知の確認をお願いしたいですが、卒業式の各場面により変わり、児童生徒及び教職員については、式典全体を通じてマスクを外すことを基本としています。ただし、マスクを外すことを強制している訳でなく、各個人、家庭での判断のもと実施したいと考えています。

教育長 ただ今の協議報告事項について質疑、意見等あればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 それでは、マスク等の対応については、文部科学省通知に基づき、各学校での判断のもと、対応することとします。  
その他、事務局から何かありますか。

事務局 特になし。

教育長 それでは、協議報告事項は以上とします。

## 7 その他

教育長 委員の皆さんから「その他」に関して、何かあればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 それでは、事務局から次回の日程について報告をお願いします。

教育委員会 3 月定例会を 3 月 24 日（金）13 時 30 分から下田市立中央公民館大会議室で開催。

## 8 閉会

2 月定例会 2 月 24 日（金）13 時 30 分開会。

教育長 15 時 35 分に閉会を宣す。

会議録署名人